

第7節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-7-1参照）

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）により、規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、これらの意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が定められている。

また、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の対象は、広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定又は改廃に係るものであるが、それ以外にも、各省庁等において必要と判断したものについては同様の手続が行われている。

当庁においてはこの1年で、政令改正34件、府令・省令改正77件、告示改正16件（注）のほか「証券会社に係る検査マニュアル」、「預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアルの充実」、「緊急経済対策関連等に係る検査マニュアルの整備について」及び「金融庁における政策評価の実施要領」について、広く意見・情報の募集を行った。

（注）金融再生委員会分（政令改正9件）を含む。